

さくら市社会福祉協議会事務局規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人さくら市社会福祉協議会（以下「本会」という。）定款

第19条第3項に規定する事務局及び職員に関し、必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 本会の業務を処理するため、事務局に本部及び支部を置く。

2 本部に、総務係及び地域福祉係を置く。

3 支部に、氏家支部を置く。

(分掌事務)

第3条 前条第2項の係及び第3項の氏家支部の分掌事務は次のとおりとする。

(1) 総務係

- ア 理事会及び評議員会に関すること。
- イ 会員の入退会に関すること。
- ウ 定款及び諸規程に関すること。
- エ 公印の管理に関すること。
- オ 人事及び福利厚生に関すること。
- カ 職員の給与及び旅費等に関すること。
- キ 文書の収受、発送、編集及び保持に関すること。
- ク 予算の編成及び経理並びに決算に関すること。
- ケ 物品の調達、管理及び処分に関すること。
- コ 資産の管理及び処分に関すること。
- サ 社会福祉事業の普及広報に関すること。
- シ 生活福祉資金の貸付に関すること。
- ス 社会福祉金庫の貸付に関すること。
- セ 福祉基金等の基金管理運営に関すること。
- ソ 愛の基金交付申し込みに関すること。
- タ 寄付金の受入れに関すること。

(2) 地域福祉係

- ア 社会福祉事業の総合的企画に関すること。
- イ 社会福祉事業の調査及び研究に関すること。
- ウ 社会福祉施設及び社会福祉団体との連絡調整並びに育成に関すること。
- エ 地区社会福祉協議会の育成及び連絡調整に関すること。
- オ 児童、母子（父子）、高齢者、心身障害者、低所得者の福祉に関すること。
- カ 共同募金事業に関すること。
- キ ボランティア活動の振興に関すること。
- ク 心配ごと相談事業に関すること。
- ケ 学童保育の運営に関すること。

- コ 社会福祉センターの管理運営に関すること。
- サ 生きがいセンターの管理運営に関すること。
- シ ファミリー・サポート・センター（支部）に関すること。

(3) 氏家支部

- ア 福祉センターの管理運営に関すること。
- イ デイサービス事業の管理運営に関すること。
- ウ ファミリー・サポート・センター（本部）の運営に関すること。
- エ 本部の委任事務に関すること。

(職員の種別)

第4条 社協の職員は、一般職員及び技能労務職員とする。

2 前項の職員のほか、特に必要があるときは、別に定めるところにより嘱託職員及び臨時補助員を置くことができる。

(事務局長)

第5条 事務局に事務局長を置く。

2 事務局長は、上司の命令を受け、所轄事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

(支部長)

第6条 第2条第3項に規定する氏家支部に支部長を置く。

2 支部長は、上司の命令を受け、所轄事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

(係長)

第7条 第2条第2項に規定する係に係長を置く。

2 係長は、上司の命令を受け、所掌事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

(所長)

第8条 第3条に掲げる社会福祉センター及び福祉センターに、それぞれ所長を置く。

2 所長は、上司の命令を受け、所掌事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

(職員)

第9条 事務局に、次の職員を置くことができる。

- (1) 事務職員
- (2) 児童センター職員
- (3) 学童保育指導員
- (4) その他の職員

2 前項に掲げる職員は、必要に応じて嘱託職員又は臨時補助員を充てることができる。

3 事務職員及びその他の職員は、それぞれ上司の命を受け所属の業務に従事する。

(職員の任免)

第10条 職員、嘱託職員及び臨時補助員は会長が任免する。

2 嘱託職員及び臨時補助員に関し必要な規定は別に定める。

(委任)

第11条 この規程に定めるもののほか、事務局及び職員に関して必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成17年 4月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年 4月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年 2月 2日から施行する。